

○加古川市入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表に関する  
事務取扱要綱

平成 13 年 4 月 23 日

総 務 部 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が執行する工事及び工事に係る調査・設計委託（以下「工事等」という。）に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の範囲)

第 2 条 この要綱により公表の対象とする工事等は、設計金額が 1 3 0 万円を超えるものとする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関係する工事等であって市の行為を秘密にする必要があるものにあつては、この限りではない。

(競争入札に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第 3 条 工事等の契約を競争入札の方法により締結するときは、契約締結の日から 10 日以内に次に掲げる事項を公表する。ただし、(14)は指名競争入札の場合に限る。

- (1) 主管課名
- (2) 名称
- (3) 場所
- (4) 種別
- (5) 概要
- (6) 着手の時期及び完成の時期
- (7) 入札日時
- (8) 予定価格
- (9) 入札業者名
- (10) 契約の相手方
- (11) 契約金額
- (12) 低入札基準価格
- (13) 最低制限価格
- (14) 指名理由

(随意契約に係る契約の過程及び契約の内容に関する事項の公表)

第 4 条 工事等の契約を随意契約の方法により締結したときは、契約締結の日から 10 日以内に次に掲げる事項を公表する。

- (1) 主管課名
- (2) 名称
- (3) 場所
- (4) 種別
- (5) 概要
- (6) 契約の相手方
- (7) 着手の時期及び完成の時期
- (8) 契約金額
- (9) 契約日
- (10) 契約の相手方を選定した理由

(変更契約に係る契約の過程及び契約の内容に関する事項の公表)

第5条 工事等の変更契約を締結したときは、契約締結の日から 10 日以内に次に掲げる事項を公表する。

- (1) 主管課名
  - (2) 名称
  - (3) 契約の相手方
  - (4) 場所
  - (5) 種別
  - (6) 概要
  - (7) 着手の時期及び完成の時期
  - (8) 契約金額
  - (9) 変更の理由
  - (10) 契約日
- (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 23 日から施行する。
- 2 工事の入札に限り、第3条の表公表事項の欄中、予定価格は、当分の間、落札決定の日の翌日に公表することとする。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 7 日から施行する。